

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政的援助団体等監査をし、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和元年9月10日

茨城県監査委員	小川一成
同	石井邦一
同	深谷一広
同	羽生健志

財政的援助団体等監査の結果に関する報告

1 実施方針

各団体が出資等の目的に沿って事業運営を行っているか、関係法令等に準拠した適切な会計処理がなされているかなどについて監査を実施する。

(1) 県出資団体

団体は出資の目的に沿った事業運営が行われているか、事業は計画的、効率的に行われ財務の健全性が保たれているか、会計処理及び財産管理は規定等に従って適正に行われているかなどについて監査を実施する。

(2) 補助金等交付団体

補助事業等はその目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正かなどについて監査を実施する。

また、補助事業全体をとおして事業の効率性、有効性等を検証する。

(3) 公の施設の指定管理者

施設の管理は基本協定に従って適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に行われているかなどについて監査を実施する。

2 監査の対象団体 4団体

団体名	出資金、補助金、貸付金等の内容
公益財団法人茨城県企業公社	○出資金 ・県出資金 30,000,000円
株式会社ウォーターエージェンシー	○公の施設の指定管理料 ・霞ヶ浦湖北流域下水道施設 969,567,579円
都市環・共和・茨環共同事業体	○公の施設の指定管理料 ・県西流域下水道施設 425,063,067円
社会福祉法人恩賜財団済生会支部茨城県済生会	○公の施設の指定管理料 ・茨城県立こども病院 258,121,676円

3 監査実施期間

平成31年4月1日から令和元年8月31日まで

4 監査対象年度

平成30年度

5 財政的援助団体等監査の結果

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については、指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、注意事項とする。

6 監査の結果

指摘及び注意に該当する事項は認められなかった。